

令和8年度 しまね子ども食堂応援成事業 募集要項

1 趣旨

本助成事業は、県内の子ども食堂を応援するため、企業や個人からお預かりした寄附金等を子ども食堂に届けることを目的に実施します。

2 実施主体

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（しまね子ども食堂ネットワーク）

3 対象団体

しまね子ども食堂ネットワークに加入している団体（実際に子ども食堂を運営している団体であること。）

4 助成金額について

助成金額：1団体あたりの助成上限額…50,000円

5 対象経費

子ども食堂の運営に係る経費（別表1 助成対象経費のとおりです。）

6 申請期間

令和8年4月22日（水）～令和8年7月31日（木）当日消印有効

※申請額が予算総額に達した場合、申請期間内であっても応募を締め切る場合があります。

7 申請方法・決定

（1）申請方法

- ①「しまね子ども食堂応援成事業 申請書」に必要事項を記入の上、郵送またはメールで提出して下さい。
- ②申請書等の様式は「島根県社会福祉協議会」のホームページからダウンロードして下さい。
(<https://www.fukushi-shimane.or.jp>)

（2）提出書類

- ①「しまね子ども食堂応援成事業 申請書」
「しまね子ども食堂ネットワーク団体概要変更届」※変更がある場合のみ
- ②その他、活動内容（定例の活動、イベント、研修会等）がわかるチラシがある場合は添付してください。

（3）決定・送金予定

- ①申請後、助成決定した団体へ決定通知を送付します。
- ②決定通知受理後、郵送またはメールにて交付請求書を提出して下さい。請求書受領後に指定

口座へ送金します。(団体名義の口座が必要となります。ご注意ください。)

8 事業報告

本事業により申請した内容について、令和9年1月末日までに「しまね子ども食堂応援助成事業 報告書」をメールで提出して下さい。

なお、報告書の寄附者へのありがとうメッセージおよび活動の様子がわかる写真はホームページ上に公開しますので、必ず提供下さい。(ホームページ公開の写真が確認できるように、データに(公開用)とし、提供下さい。公開は、1枚のみです。)

9 助成金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の決定を受け、交付を受けたとき。
- (2) 活動の実施実績がないとき。
- (3) 子ども食堂に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

10 その他

本事業により、助成した団体については、本会ホームページまたは「しまね子ども食堂情報サイト」にて、掲載予定です。予めご了承下さい。

11 申請及び問い合わせ先

〒690-0011 島根県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係 (担当：梶谷・栗原)

TEL 0852-32-5997 FAX 0852-32-5982 Email chiiki@fukushi-shimane.or.jp

○別表1【助成対象経費】

費目	内容
食材費	食材費・調味料等
消耗器具備品費	消耗品及び器具備品の購入に要する経費 ※1件10万円未満のもの。弁当容器、キッチン用品など
備品購入費	機器、設備及び備品等の取得に要する経費。※1件10万円以上のもの。
賃借料	会場、機材、器具等の借上げに要する経費。
水道光熱費	会場の水道光熱費に要する経費
保険料	ボランティア保険等の活動者・参加者に係る保険料
広報費	新聞広告、パンフレット、チラシ及び広報誌等の作成に要する経費。
印刷製本費	関係資料などの印刷に要する経費。
通信運搬費	切手代、葉書代、及び配送料等。
謝金	ボランティア等への謝金等。
交通費	ボランティア参加者への交通費等。
その他	その他、上記以外で子ども食堂運営に必要なもの